

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2020年5月1日号

租税特別措置における適用要件の見直しについて ～令和2年度税制改正で要件強化のため要注意～

1. はじめに

令和2年3月27日、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「本改正」)が可決・成立し、3月31日に公布された。

本改正により、大企業における一部の租税特別措置の適用要件が見直された。(措法42の13⑥、68の15の8⑥)

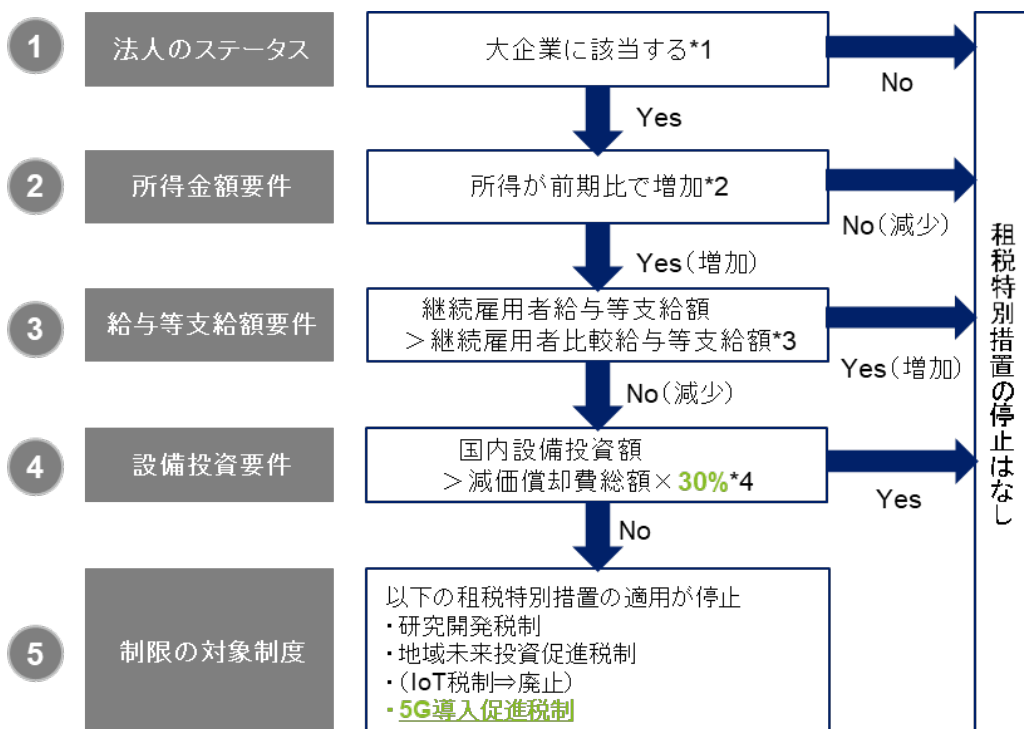
本ニュースレターでは、本改正による租税特別措置の適用要件の見直しの内容について説明する。

2. 租税特別措置の適用要件の見直しの内容

(1) 改正の内容

本改正により見直された、一定の租税特別措置の適用停止があるかどうかは、次の流れにより判定されることとなる。

<租税特別措置の適用停止に関するフローチャート>



- *1 大企業とは中小企業者（適用除外事業者を除く）、農業協同組合等以外の法人をいい、具体的には以下のような法人が該当する。
- ・ 資本金 1 億円超の法人
 - ・ 資本金 1 億円以下の法人のうち、発行済株式等の 50%以上を同一の大規模法人に所有されている法人又は発行済株式等の 3 分の 2 以上が複数の大規模法人に所有されている法人
 - ・ 租税特別措置の適用除外事業者（中小企業者のうち、前 3 事業年度の平均所得が年 15 億円超の法人）
- なお、平成 31 年度税制改正において法人のステータスの見直しが行われており、その内容については、下記「3.見直しのポイント」を参照。
- *2 課税所得の金額は欠損金等の繰越控除前の金額（以下「基準所得等金額」とするほか、当事業年度及び前事業年度の期間に応じ、一定の調整を行うものとする。
適用年度が設立事業年度又は合併等事業年度（合併、分割、現物出資、事業譲渡等に関連する係る合併法人、分割法人、分割承継法人、現物出資法人、被現物出資法人、事業譲渡・譲受をした法人等に該当する場合における、当該合併等の日を含む事業年度）である場合は、課税所得が前期比で減少していることとはされず、上記フローチャートでは「Yes」に該当する。
- *3 継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が 0 円である場合には、本要件を満たすものとされる（上記フローチャートでは「Yes」に該当し、租税特別措置の適用停止はないこととなる）。
- *4 国内における設備投資とは、法人が適用年度において取得、製作、建設をした国内減価償却資産（その事業年度終了の日において有するものに限る）の取得価額の合計額とし、減価償却費総額には剰余金方式により積立金として経理した特別償却準備金を含むものとする。

<改正前と改正後の比較>

次の表のとおり、設備投資要件がより厳しくなり、制限の対象制度に本改正により創設された 5G 導入促進税制が追加された。

No	項目	改正前	改正後
①	法人ステータス	大企業	(改正なし)
②	所得金額要件	基準所得等金額が前期比で増加している	(改正なし)
③	給与等支給額要件	継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額	(改正なし)
④	設備投資要件	国内設備投資額 > 減価償却費総額 × 10%	国内設備投資額 > 減価償却費総額 × 30%
⑤	制限の対象制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研究開発税制 ■ 地域未来投資促進税制 ■ 情報連携投資等の促進に係る税制 (IoT税制) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研究開発税制 ■ 地域未来投資促進税制 ■ (IoT税制は制度廃止) ■ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度 (5G導入促進税制)

(2) 改正の趣旨

令和 2 年度の税制改正では、租税特別措置の適用要件のうち、設備投資要件が強化されている。また、制限の対象制度において、5G 導入促進税制創設に伴い、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度 (5G 導入促進税制) が対象に加えられた。

従前から所得が増加しているにもかかわらず、明らかに賃上げや国内設備投資に消極的な大企業については、果断な経営判断を促すための措置として研究開発税制等の租税特別措置の一部について適用をしないこととされていた。本改正では設備投資要件が従前よりも厳しい要件となっており、これまでよりも積極的な国内設備投資を促すような内容となっている。

また、租税特別措置のうち適用要件の制限の対象とするものは、各種の目的により存在する租税特別措置のうち、生産性の向上に関する租税特別措置のみを適用停止の対象とするという方針は従前と同様であり、本改正では 5G 導入促進税制が制限の対象制度に含まれている。

なお、連結納税を選択している場合、基本的に連結納税グループ全体での判定になる点において改正はない。

3. 見直しのポイント

平成 31 年度税制改正において、みなし大企業(中小企業者に該当しない法人)の範囲の見直しが行われた。従来は中小企業者から除外される「みなし大企業」の範囲は大規模法人により 2 分の 1 以上又は 3 分の 2 以上直接保有されている法人に限定されていたが、平成 31 年度税制改正にて範囲の見直しがあり、平成 31 年 4 月 1 日以後開始事業年度から、大法人に間接保有される法人等についてもみなし大企業に該当し、中小企業者から除外されることとなった。そのため、法人のステータスが変更されていないか留意する必要がある。詳細は、[JTN 2019 年 5 月 1 日号](#)(デロイトトーマツ税理士法人ウェブサイト)を参照のこと。

4. 適用関係

令和 2 年 4 月 1 日以後・3 年 3 月 31 日までに開始する事業年度について適用される(措法 42 の 13⑥、68 の 15 の 8⑥、改正法附 1、78)。

5. おわりに

本改正は、研究開発税制等の生産性の向上に関連する税制上の恩恵を受けることができる大企業について、投資や賃上げを促進するための措置として、適用要件の強化が行われたものである。

要件を満たさない場合には、研究開発税制等の恩恵を受けられなくなる可能性があるため、各法人の状況について早めの確認が必要である。

(高松事務所 森本 洋右)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800(代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5階

Tel 06-4560-8000(代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JPタワー名古屋 37階

Tel 052-565-5533(代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001